

## 日本どうぶつ先進医療研究所株式会社 研究倫理規程

(2016年4月1日)

日本どうぶつ先進医療研究所株式会社（以下「本社」という。）における学術研究は、その高度な発展と社会に対する責任の大きさを認識し、研究者は研究の目的が何であるかを自覚するとともに、研究成果を社会および人類の幸福のために寄与しなければならない。

一方、本社は高度に専門化した研究を行う機関であり、同時に教育機関としての責務も課せられている。したがって、本社において学術研究に携わる者は、動物および人間の生命の尊厳に立脚した研究の倫理に則って、研究・教育にあたらなければならない。他の研究機関との相互的交流のなかで研究活動を行い、真理の探究に謙虚であるとともに、社員および研究者の教育に努め、その人間性を尊重し、また、自らの研究に対し真摯であるものとする。

本社の構成員が個人の良心に照らして行動するだけでなく、研究者としての倫理に基づき、あらゆる場面において適切に研究を遂行することができるよう努め、この課題を実現するために、ここに「日本どうぶつ先進医療研究所株式会社研究倫理規程」を定める。

### （目的）

第1条 この規程は、本社における研究の円滑な推進に資することを目的とし、学術研究が、科学的、社会的、倫理的観点から判断して適切に進められ、当該学術研究の信頼性と公正性が確保されるよう、研究を遂行する上で遵守すべき倫理規準を定めるものとする。

### （研究の原則）

第2条 研究者は、高い倫理的規範のもとに、自律的に研究を遂行し、その結果に責任を持ち、研究に対して真摯で公正な態度をとるよう努めなければならない。

- 2 研究者は、動物および人間の生命の尊厳と倫理を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、国際的に認められた規範・規約・条約、国内の法令・告示、およ

び本社の諸規程を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この規程で、研究者とは、本社の研究員および研究活動に従事する社員、研修生ならびに本社で研究活動を行う共同研究者等、研究に関わる全ての者をいう。ただし、大学学部生および大学院生（以下「学生」という。）の研究については、この規程の内容を熟知した指導研究員の責任の下に行われているものとして取り扱う。

2 この規程で、研究とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定およびそれに付随するすべての事項とする。

3 この規程で、発表とは、自己の研究に係る新たな知見・発見または専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究者の遵守事項)

第4条 研究者は、たえず自己の専門研究能力と知識の水準を高度に維持し、さらにその向上をめざして自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、その研究活動において、文化、伝統、価値観及び規範の多様性の理解に努め、かつこれを尊重しなければならない。また、同活動において、性別、人種、出自、地位、思想、宗教などによる差別的扱いをしてはならない。

3 研究者は、共同研究者、研究協力者および研究支援者等の人格、ならびにそれぞれの学問的立場を尊重しなければならない。

4 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、広く教育的見地に立ち、不当な圧力や制限を蒙らないように十分な配慮をしなければならない。

5 研究者は、自らの研究活動について、その研究の計画・目的・進捗状況等を説明できるよう努めなければならない。

6 研究者は、研究成果の公表と社会への還元に努めなければならない。

7 生命を研究対象とする場合、その研究は科学的、社会的および倫理的に妥当な方法で行わなければならない。

8 研究者は、利害関係者との金品授受等（学位審査時の金品授受を含む）を行ってはならない。

(研究のための情報・データ等の収集、利用および管理)

第5条 研究者は、資料、情報、データ等を科学的かつ倫理的に適切な方法で収集しなければならない。

2 研究者は、収集した資料、情報、データ等について、消滅、漏洩、改ざん等を防ぐための適切な措置を講じ、適切な期間、これらを保存しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合、研究者は提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、収集した資料、情報、データ等のうち、個人を特定できるものを正当な理由なくこれを他に洩らしてはならない。

(研究成果の発表)

第8条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、これを公表するように努めなければならない。

2 研究成果の発表に際して、研究者は他の研究のもつ優先性を尊重するとともに、他者の知的財産権その他の権利を侵害してはならない。

3 研究者は、研究を遂行する上で助言・援助を受けた者ならびに組織に対し、研究成果の発表の際に、適切に謝意を表さなければならない。

(オーサーシップ)

第9条 研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の独創性に十分な貢献をしたと認められる場合に、研究者はオーサーシップが認められる。

2 共同研究の成果発表に際しては、共著者とその順位、連絡責任者を適切に決定し、共同研究者全員の合意を得なければならない。

(不正行為)

第10条 研究者は、研究成果のねつ造、改ざん、盗用、研究費の不正使用等の不正行為をしてはならない。この項において規定するねつ造、改ざん、盗用、研究費の不正使用とは、次の行為をいう。

- (1) ねつ造：存在しないデータ、研究結果を作成すること。
- (2) 改ざん：研究資料、機器および研究過程を不正に変更する操作を行い、データおよび研究結果を真正ではないものに変更すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 研究費の不正使用：研究目的以外の使用、他の研究等への流用等、研究費を不正に使用すること。

#### (研究費の取扱い)

第11条 研究者は、研究費の源泉が、本社の資産および国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、あるいは寄付金等から提供されている場合があることを常に留意し、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費にのみ使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、本社の諸規程及および当該研究費の使用規程等を遵守し、その用途に関する書類等の管理を厳重に行い、研究期間終了後においても、一定期間保存するとともに、適切に説明責任を果たせるように努めなければならない。

#### (他者の業績評価)

第12条 研究者が他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価の評価基準等に従い、自己の見識及び知識に照らして適切に評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わる中で知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

#### (ハラスメントの禁止)

第13条 研究者は、研究活動を行うにあたり、セクシュアル・ハラスメント、

アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行ってはならない。

(利益相反)

第14条 研究者は、研究活動を行うにあたり、資金提供の財源、関連組織との関わり、および可能性のあるすべての利害関係の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(本社の責務)

第15条 本社は、本規程に基づいて、研究者の研究倫理意識の周知徹底を図り、必要な諸規程の整備、運営組織の設置・充実に努める責務を有する。

2 本社は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては速やかに適切な措置を講じるものとする。

3 本条の目的を達成するため、本規程に定められた諸事項は日本どうぶつ先進医療研究所株式会社研究倫理審査委員会で扱うこととする。

4 前項の委員会に関する事項は別に定める。

(事務取扱い)

第16条 この規程に関する庶務は、事務部門が処理する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、取締役会の議を経て承認を得るものとする。

施行：2016年4月1日 取締役会にて承認後施行